

策定の背景・趣旨 少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保を目指す

- 令和6(2024)年3月に栃木県が「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定。これを踏まえ、「益子町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を新たに策定。
- 学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、町の考え方を提示。
- 学校部活動の教育的意義を地域クラブ活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、連携を図ることが重要。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指す。

I 学校部活動 (P. 4～)

従来の町の方針の内容を踏まえ、学校部活動を実施する場合の適正な運営等の在り方について、安全管理の徹底や地域連携の推進に関する事項等を示す。

- 部活動指導員等の指導者の確保
- 日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約・共有
- 安全を確認し、危険と判断される場合、計画の変更・中止等の適切な措置
- 事故防止を徹底するとともに、体罰・ハラスメントを根絶
- 休養日や活動時間の適切な設定、短時間で効果が得られる指導の実施
- 合同部活動や、拠点校の学校部活動に参加する等の取組を実施
- 学校と地域が協働・融合した形での環境整備の推進

II 新たな地域クラブ活動 (P. 12～)

学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 関係者を集めた協議会などの体制の整備
- 質の高い指導者の確保、県人材バンクとの連携
- 希望する教員等への円滑な兼職兼業の許可
- 競技志向の活動だけでなく、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 (P. 20～)

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

【益子町部活動移行プラン】

令和7(2025)年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目標

- まずは、休日における地域の環境の整備を推進
- 市町が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体に取り組む体制など、段階的な体制の整備を推進
- ※速やかな体制整備が困難な場合、合同部活動の導入や部活動指導員等の配置
- 推進計画等を作成し、取組内容、スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し (P. 23～)

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の在り方を示す。

- 地域クラブ活動の会員等も参加できるよう、大会参加資格を拡大
(栃木県中体連は、令和5(2023)年度から大会への参加を承認)
- 運営に係る適正な人員を確保し、できるだけ教員が引率しない体制を整備
- 生徒や指導者等の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査